

# 刈谷市無電柱化推進計画

令和6年3月

愛知県刈谷市

# 目 次

1. 無電柱化の目的と位置づけ	1
(1) はじめに	1
(2) 無電柱化の目的	2
(3) 無電柱化推進計画の位置づけ	3
2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針	4
(1) これまでの整備実績	4
(2) 無電柱化の課題	6
(3) 今後の無電柱化の取り組み姿勢	7
(4) 無電柱化の対象道路	8
(5) 無電柱化推進候補道路	9
3. 無電柱化の推進に関する計画期間と目標	11
(1) 無電柱化推進計画の期間	11
(2) 無電柱化の推進に関する目標	11
4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	13
(1) 無電柱化事業の整備手法	13
(2) 無電柱化事業の費用負担	15
(3) 関係者間の連携の強化	16
(4) 占用制限制度の適切な運用	17
(5) 市民等への啓発	18
(6) 無電柱化情報の共有	18

# 1. 無電柱化の目的と位置づけ

## (1) はじめに

日常生活を送るにあたって、電気は必要不可欠なものであり、インターネットの普及をはじめ通信の多様化により、電線や電柱が道路上に設置されており、これらの電線、電柱は、良好な景観を損なうだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げにもなっています。

また、今後発生が予測される南海トラフ地震や大型台風などの自然災害時には、電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急救助活動に支障が生じる恐れがあり、無電柱化による防災機能強化の必要性が認識されています。

このような状況の中で、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行されました。

無電柱化法第 8 条においては、国や県の策定する無電柱化推進計画を基本として、市の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画の策定を市の努力義務として規定しています。

本計画は、無電柱化法に基づく刈谷市無電柱化推進計画として、無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものです。



本市における無電柱化整備済み路線例（市道 01-19 号線）

## (2) 無電柱化の目的

無電柱化を図ることにより、安全に、安心して生活できる環境が整備され、また、まちなみが整うことにより、本市の魅力が増すこととなります。

無電柱化の意義を踏まえ、本市では、以下の3点を目的として国や県、関係事業者と連携して無電柱化を推進します。

### 1 【防災】都市防災機能の強化

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路、避難路、防災活動拠点に面している道路等の災害による被害の拡大の防止を図るため必要な道路において、電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに、電気や通信などのライフラインの安定供給を確保します。

### 2 【安全・円滑な交通確保】通行空間の安全性・快適性の向上

駅及び公共施設周辺等の高齢者、障害者等の通行が多いバリアフリーに資する道路、人通りの多い商店街にある道路及び学校周辺の通学路において、車両や歩行者だけでなく、誰もが安全で快適に移動できる道路空間を確保します。

### 3 【景観形成・観光振興】良好な都市景観の形成

視線をさえぎり景観の阻害要素となっている電柱や電線をなくすことで、良好な景観形成を図り、まちの魅力を向上させます。

### (3) 無電柱化推進計画の位置づけ

刈谷市無電柱化推進計画は、無電柱化法及び国や愛知県が策定した無電柱化推進計画を基本とし、刈谷市の計画である、「第8次刈谷市総合計画」をはじめ、「第4次刈谷市都市計画マスタープラン」などのまちづくりに関する計画や、「刈谷市国土強靱化地域計画」、「刈谷市地域防災計画」などの防災に関する計画などと整合を図った計画とします。

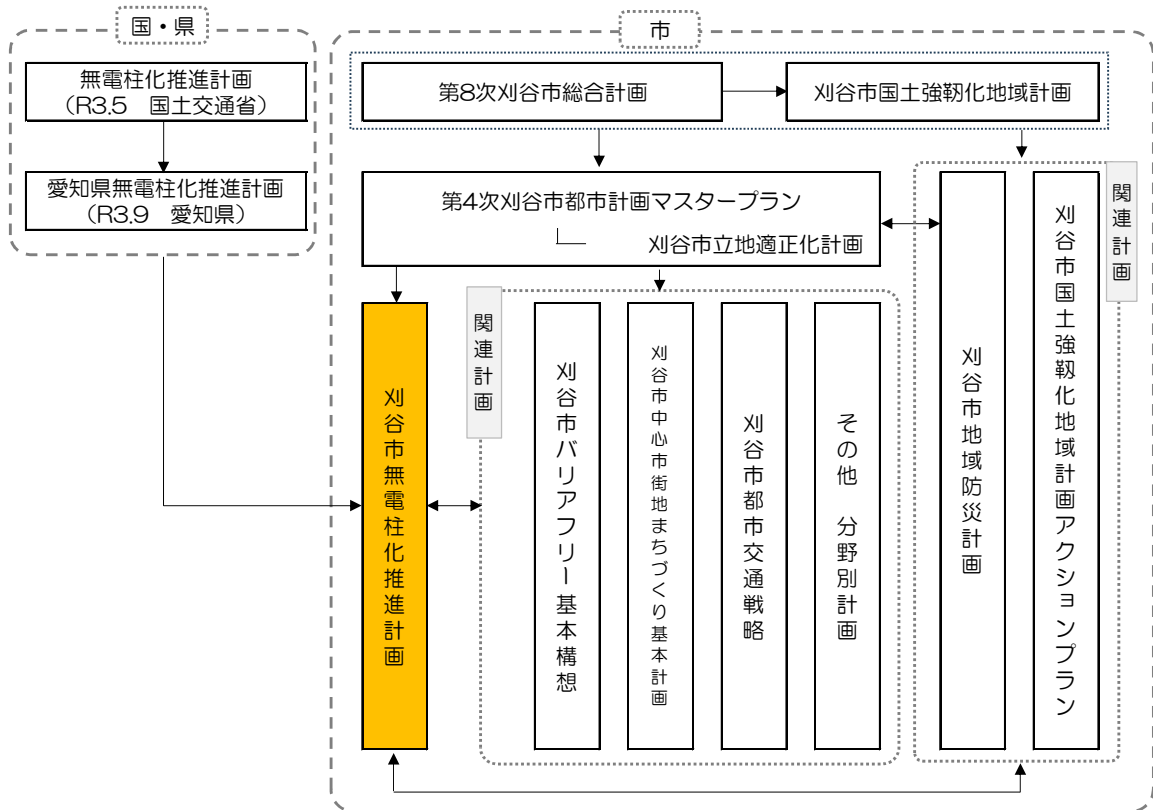


図 1-1 無電柱化推進計画の位置づけ

## 2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### (1) これまでの整備実績

#### 1) 市内の整備実績

刈谷市における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝方式や裏配線方式による無電柱化が進められており、令和5年現在、約4.8kmが無電柱化されています。

#### 2) 市道の無電柱化の実績

市道における無電柱化は、中心市街地において進められており、約3.1kmが無電柱化されています。

表 2-1 無電柱化整備済み路線

(令和5年12月末現在)

事業主体	番号	路線名	場所	道路延長 (km)	工事期間	備考
刈谷市	1	市道01-36号線	新栄町5丁目～新栄町7丁目	0.28	H4～H5	
	2	市道2-506号線	広小路5丁目～銀座3丁目	0.18	H9～H10	
	3	市道2-496号線	銀座4丁目	0.08	H10～H11	
	4	市道01-30号線	若松町1丁目～若松町5丁目	0.41	H18～H20	
	5	市道3-910号線	野田町北口～野田町北屋敷	0.08	H18	裏配線方式
	6	市道01-25号線	東陽町2丁目～大手町5丁目	0.55	H21～H29	
	7	市道2-315号線	若松町2丁目	0.11	H21～H22	
	8	市道2-298号線	南桜町1丁目	0.09	H25～H26	
	9	市道2-496号線	銀座3丁目～新栄町7丁目	0.37	H26～R1	
	10	市道01-19号線	桜町1丁目～相生町2丁目	0.24	H29～H30	
	11	市道01-36号線	大手町5丁目～若松町6丁目	0.54	H28～R5	
	12	市道2-485号線	城町1丁目～銀座4丁目	0.20	R2～R4	
		市道整備済計		3.13		
愛知県	13	主要地方道 知立東浦線	新栄町7丁目～広小路4丁目	0.93	H5～H19	
	14	主要地方道 岡崎刈谷線	神田町1丁目～若松町	0.31	H19～H20	
	15	主要地方道 知立東浦線	南桜町2丁目～新栄町7丁目	0.43	H28～R4	
		県道整備済計		1.67		
刈谷市内 全体		整備済合計		4.80		

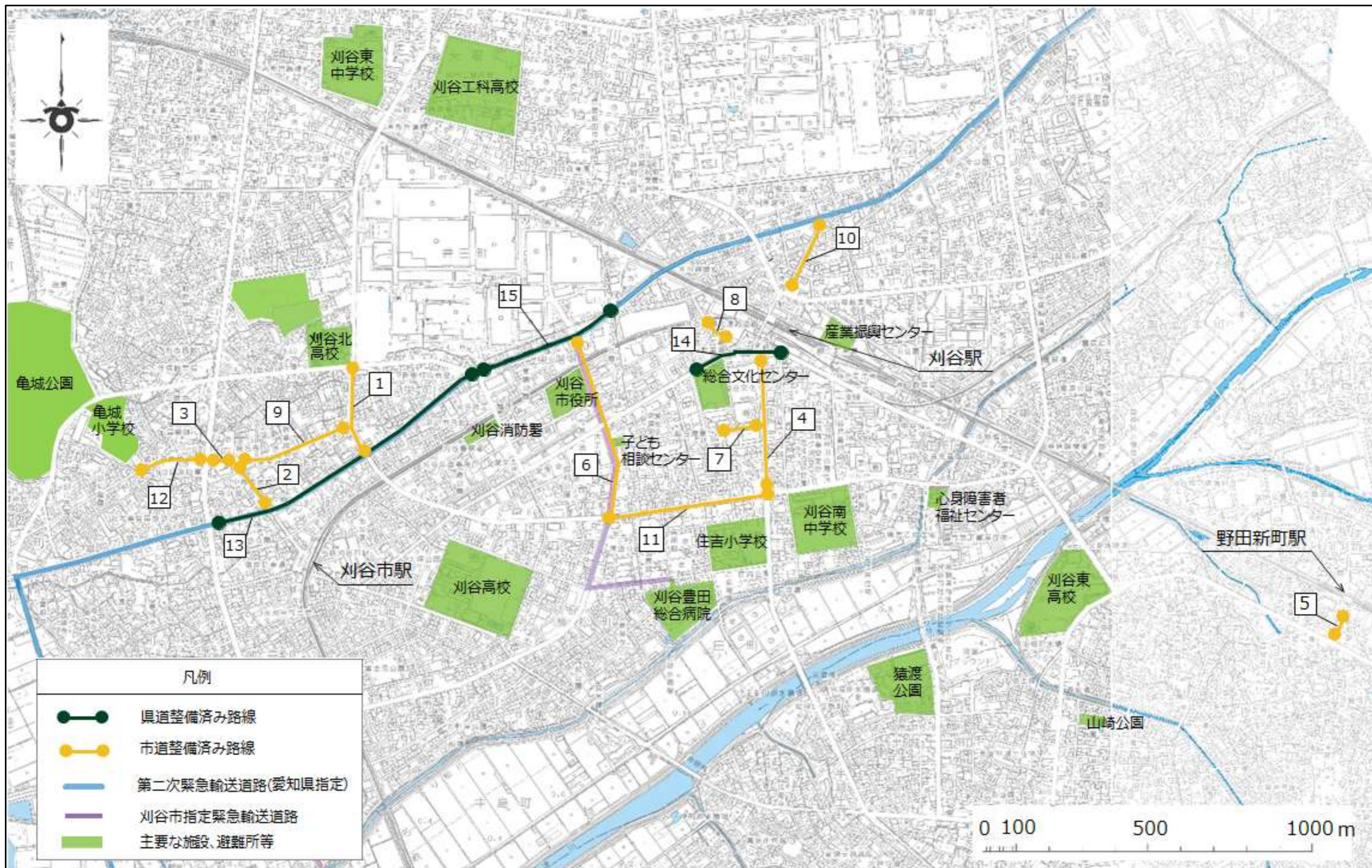


図 2-1 無電柱化整備済箇所図

## (2) 無電柱化の課題

### 1) コストの高さ

電線共同溝方式を始めとした無電柱化には、多額の費用を要します。国土交通省によると、電線共同溝方式による地中化に要する費用として、電線共同溝の施設延長1キロメートルあたり約5.3億円（電線管理者の負担分を含む）と示されており、道路管理者および電線管理者の費用負担がともに大きく、無電柱化が進まない要因の一つとなっています。このため、より一層のコスト縮減に向けた検討を進めていく必要があります。

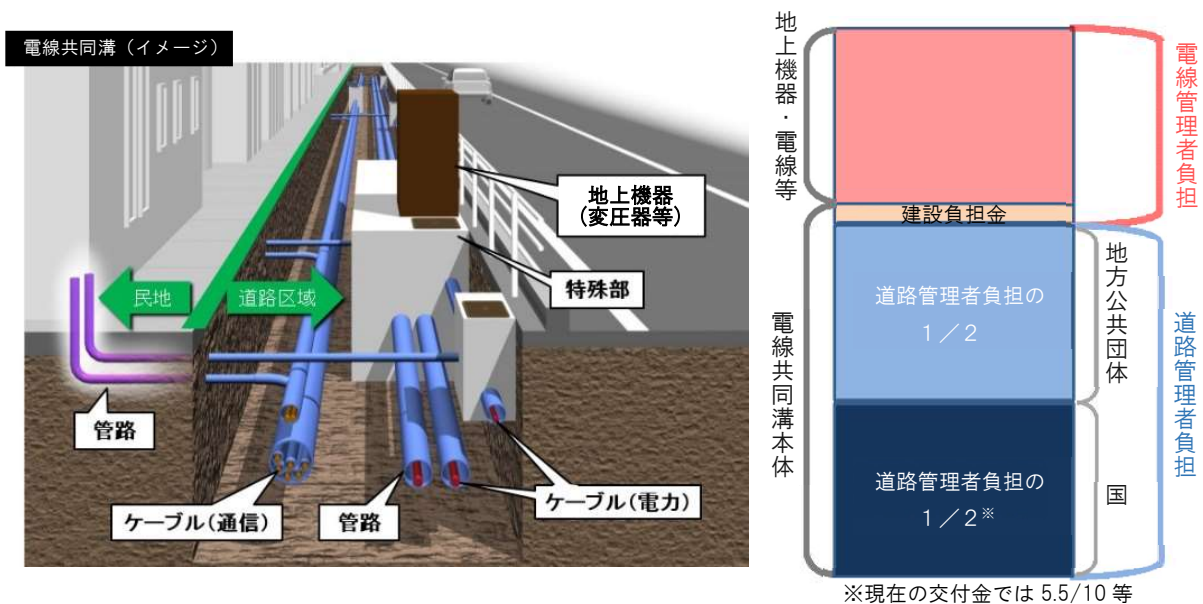


図 2-2 電線共同溝方式による費用負担（国土交通省 HP に基づき作成）

### 2) 事業期間の長さ

無電柱化事業の実施には、電線共同溝等の電線類収容施設の本体工事に加え、支障となる既設埋設物の移設、電線管理者による引込管設置工事やケーブルの入線工事等を段階的に進める必要があるため、事業期間が長期に及ぶ要因となっています。

多数の関係事業者との調整を円滑に行うことで工期の短縮を図ります。

### 3) 地上機器の設置場所の確保

電線共同溝の整備にあたり、電気事業者の道路占用物として、変圧器や開閉器などの地上機器を設置する必要があります。また、歩道上に地上機器を設置する例が多くみられますが、市道などに多くみられる歩道がない道路や幅員の狭い道路では限られた空間で地上機器を設置する場所を確保することが必要です。



### (3) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に、防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興等の観点から実施してきましたが、近年の災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、観光需要の増加により、その必要性が増しています。

これらを踏まえ、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により魅力あふれる美しいまち並みを形成し、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、無電柱化整備に際しては、電線共同溝方式や地中化以外による整備手法等、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、現地の状況やまちづくりの方針に即した様々な整備手法を関係事業者や地元関係者も含めて検討を行います。

なお、整備手法の詳細は、「3. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」に示します。

## **(4) 無電柱化の対象道路**

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要です。そのため、本市における無電柱化の目的に基づき、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取組みを進めます。

また、国道、県道等の刈谷市が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請します。

### **1) 都市防災機能の強化**

災害時の電柱の倒壊や断線による道路閉塞を防ぎ、救急活動・物資輸送等の円滑化を図るため、緊急輸送道路、避難路及び、防災拠点や避難所等へのアクセス道路について無電柱化を推進します。

### **2) 通行空間の安全性・快適性の向上**

誰もが安全かつ快適に通行できるように、駅や公共施設周辺などの高齢者、障害者の通行が多い道路、刈谷市バリアフリー基本構想における生活関連経路などのバリアフリー化が必要な道路について無電柱化を推進します。また、事故、ヒヤリハットの多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進します。

### **3) 良好な都市景観の形成**

まちの魅力向上や観光振興のため、地域に残された歴史的・文化的資源を生かした良好な景観形成を促進することが必要な道路において無電柱化を推進します。

上記の他、道路の新設・拡幅を行う際や、土地区画整理事業・市街地再開発事業において道路を新設・再整備する際にも、無電柱化を推進します。

また、大規模な開発事業が実施される際には、開発者の理解と協力を得て、開発区域内の無電柱化を推進します。

上記道路のうち、無電柱化整備済み路線との道路ネットワークを形成し、防災性のほか、まちの魅力や回遊性を鑑み、無電柱化を推進する道路の候補（以下 無電柱化推進候補道路）を選定します。

## (5) 無電柱化推進候補道路

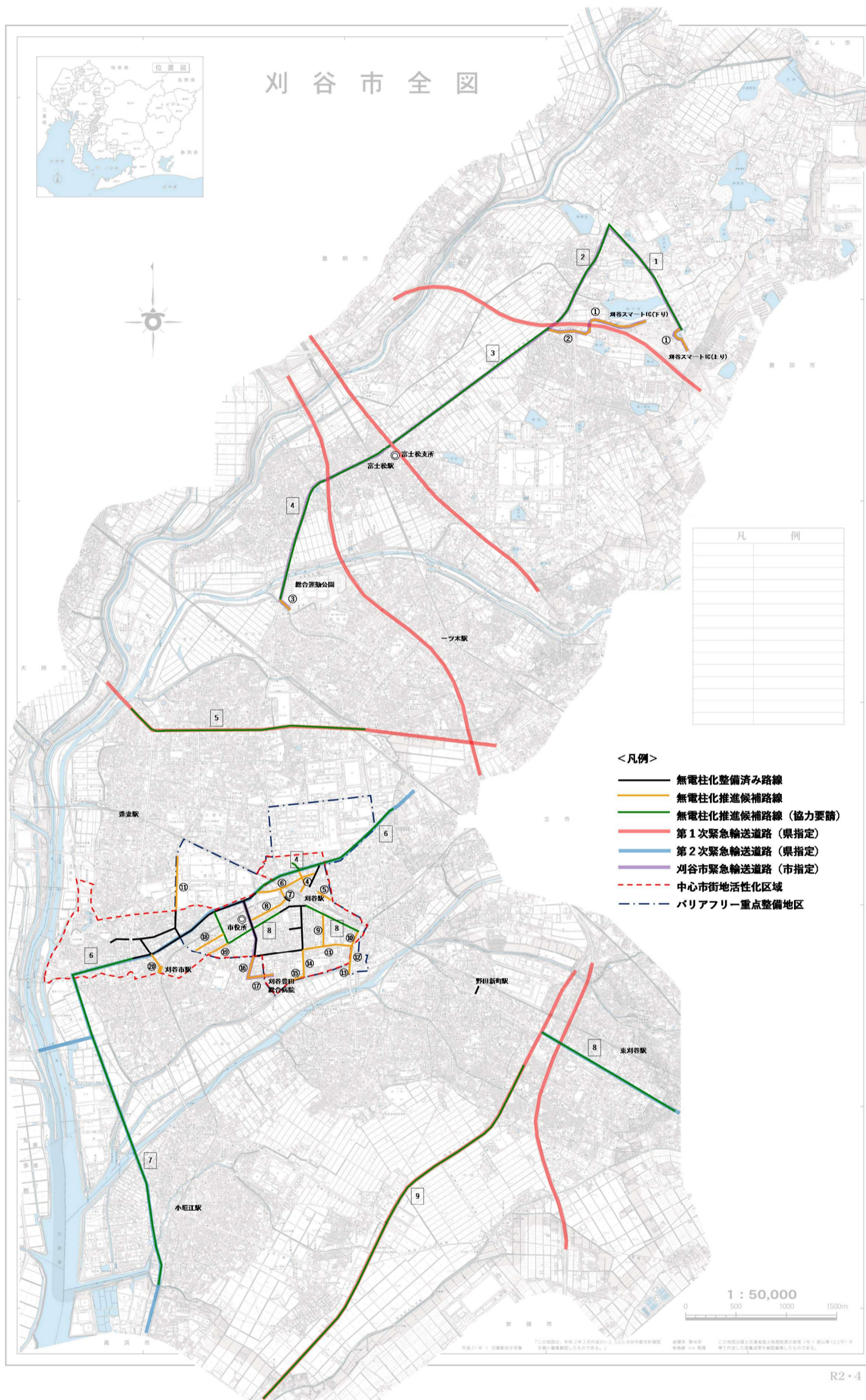
整備の優先性や防災性の観点から無電柱化を推進する候補道路は、次の通りとします。

表 2-2 無電柱化推進候補道路（市施工）

番号	道路名	番号	道路名
①	市道 01-41 号線	⑪	市道 01-36 号線
②	市道 01-3 号線	⑫	市道 2-278 号線
③	市道 01-15 号線	⑬	市道 2-277 号線
④	一般県道今川刈谷停車場線	⑭	市道 01-30 号線
⑤	市道 2-323 号線	⑮	市道 2-288 号線
⑥	市道 2-217 号線	⑯	市道 01-25 号線
⑦	市道 2-298 号線	⑰	市道 2-323 号線
⑧	市道 2-303 号線	⑱	市道 2-395 号線
⑨	市道 2-294 号線	⑲	市道 01-24 号線
⑩	市道 2-622 号線	⑳	一般県道半城土広小路線

表 2-3 無電柱化推進候補道路（協力要請）

番号	道路名	番号	道路名
①	主要地方道名古屋岡崎線	⑥	主要地方道知立東浦線
②	主要地方道豊田知立線	⑦	主要地方道名古屋碧南線
③	一般県道富士松停車場線	⑧	主要地方道岡崎刈谷線
④	一般県道今川刈谷停車場線	⑨	国道 419 号（指定区間外）
⑤	国道 155 号（指定区間外）		



(※) この地図は、令和2年4月作成の1:50,000刈谷市都市計画図を縮小編集製図したものを基に作図しています。

図 2-3 無電柱化推進候補道路

### 3. 無電柱化の推進に関する計画期間と目標

#### (1) 無電柱化推進計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

#### (2) 無電柱化の推進に関する目標

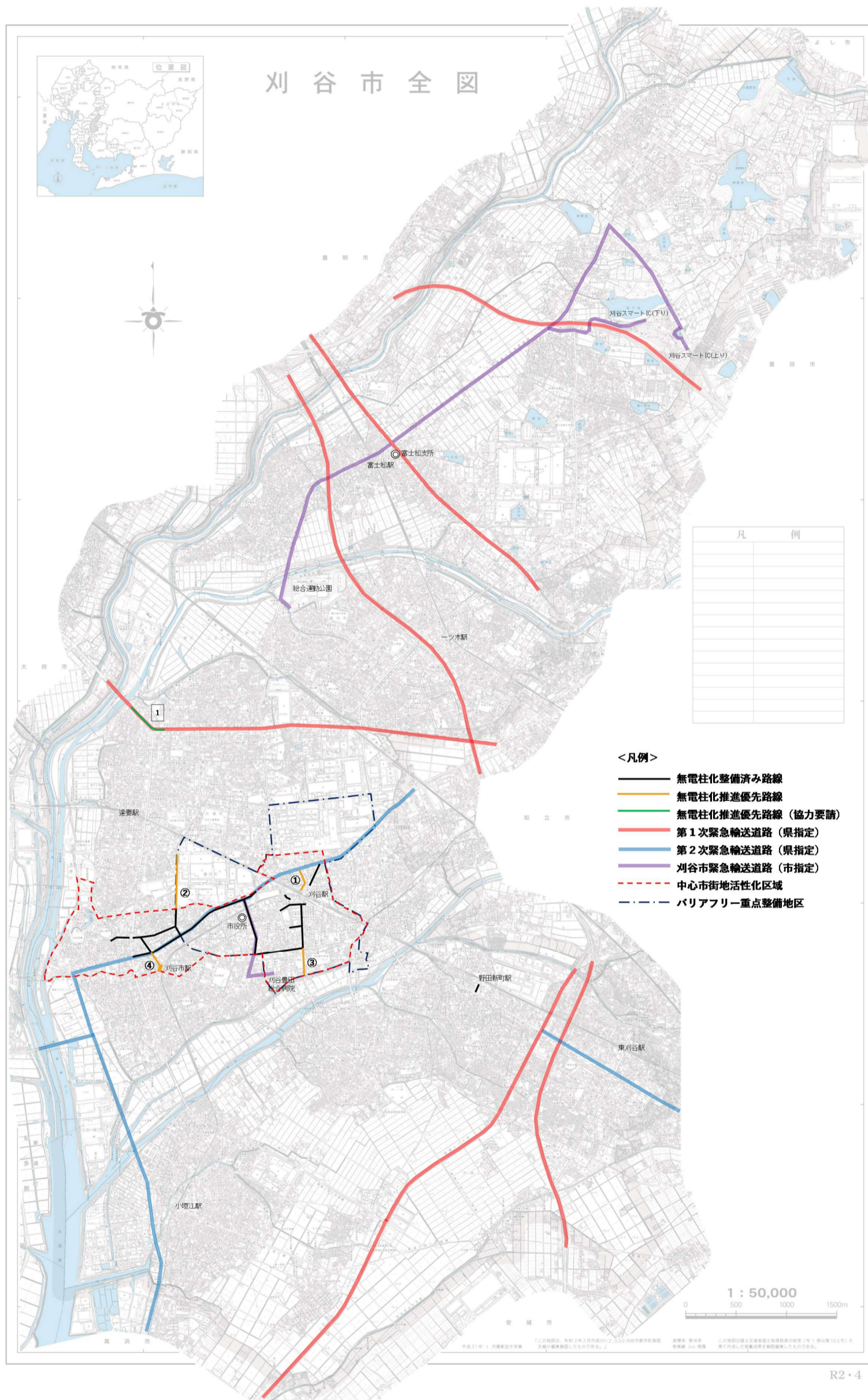
前項の無電柱化推進候補道路から選定した以下の道路について、無電柱化を優先的に推進します。

表 3-1 無電柱化優先対象道路（市施工）

番号	道路名	道路延長
①	一般県道今川刈谷停車場線	0.22 km
②	市道01-36号線	0.57 km
③	市道01-30号線	0.26 km
④	一般県道半城土広小路線	0.30 km

表 3-2 無電柱化優先対象道路（協力要請）

番号	道路名	道路延長
1	国道155号（指定区間外）	0.36 km



(※) この地図は、令和2年4月作成の1:50,000刈谷市都市計画図を縮小編集製図したものを基に作図しています。

図3-1 無電柱化優先対象道路

## 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### (1) 無電柱化事業の整備手法

無電柱化の実施に当たっては、以下の事業手法により、無電柱化を推進します。整備手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定します。

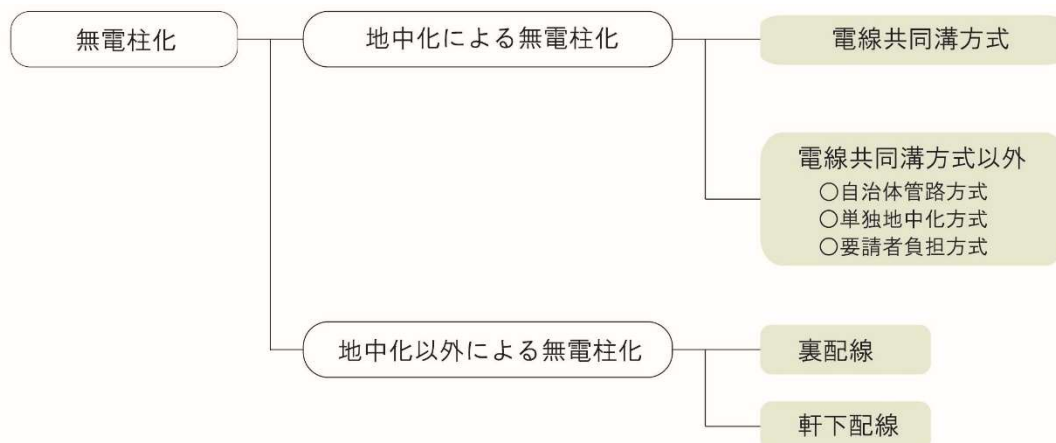


図 4-1 無電柱化の整備手法

#### 1) 地中化による無電柱化

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進めます。

電線共同溝とは、道路管理者が道路の地下空間を活用して、通信線及び電線類をまとめて收容する整備手法であり、平成7年に「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が制定されたことから、一般的な方式として採用されています。

電線共同溝の整備に際しては、收容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、電線管理者が所有する管路やマンホールなどの既存ストックの活用や、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用します。

管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)
現行より浅い位置に埋設	小型化したボックス内にケーブルを埋設	ケーブルを地中に直接埋設
		
管路の事例(国内)	小型ボックスの事例	直接埋設の事例(京都)

図 4-2 低コスト手法の概要 (出典：国土交通省 HP)

## 2) 地中化以外による無電柱化

### ア. 裏配線

無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引き込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する整備手法です。

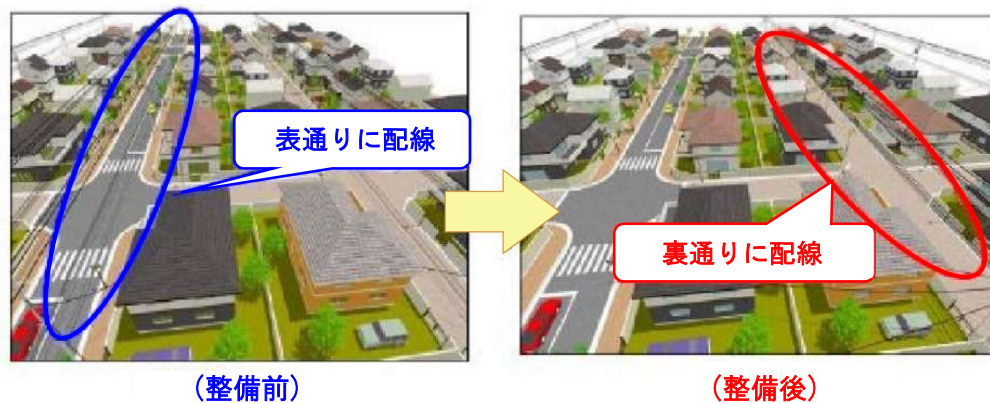


図 4-3 裏配線の整備イメージ（出典：国土交通省 HP）

### イ. 軒下配線

無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下又は軒先に配置する整備手法です。

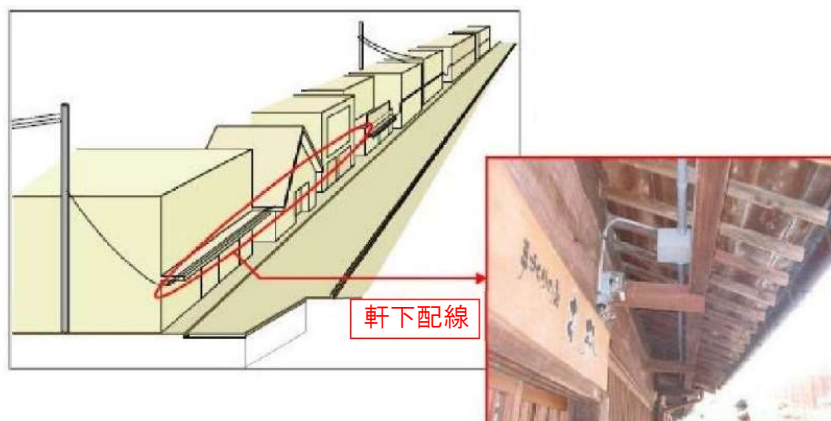


図 4-4 軒下配線の整備イメージ（出典：国土交通省 HP）

## 3) 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請します。無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力します。

上記の事業手法の他、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資する PFI 手法の採用を進めます。



## (2) 無電柱化事業の費用負担

無電柱化事業の費用負担は、整備手法によって異なるため、電線管理者等の関係機関と十分調整して整備を推進します。

### ア. 電線共同溝方式

道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法です。電線共同溝本体は道路管理者が費用負担し、変圧器・電線等は電線管理者等が費用を負担します。

### イ. 自治体管路方式

地方公共団体（道路管理者以外）が管路設備を敷設する整備手法です。構造は電線共同溝と同様な管路方式が中心であり、管路等は、道路占用物件として地方公共団体が管理します。

### ウ. 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で管路設備の敷設を行う整備手法です。管路等は、電線管理者が道路占用物件として管理します。

### エ. 要請者負担方式

愛知県電線地中化推進協議会で優先度が低いとされた箇所等において無電柱化を実施する場合に用いる手法です。原則として、費用は全額要請者が負担します。

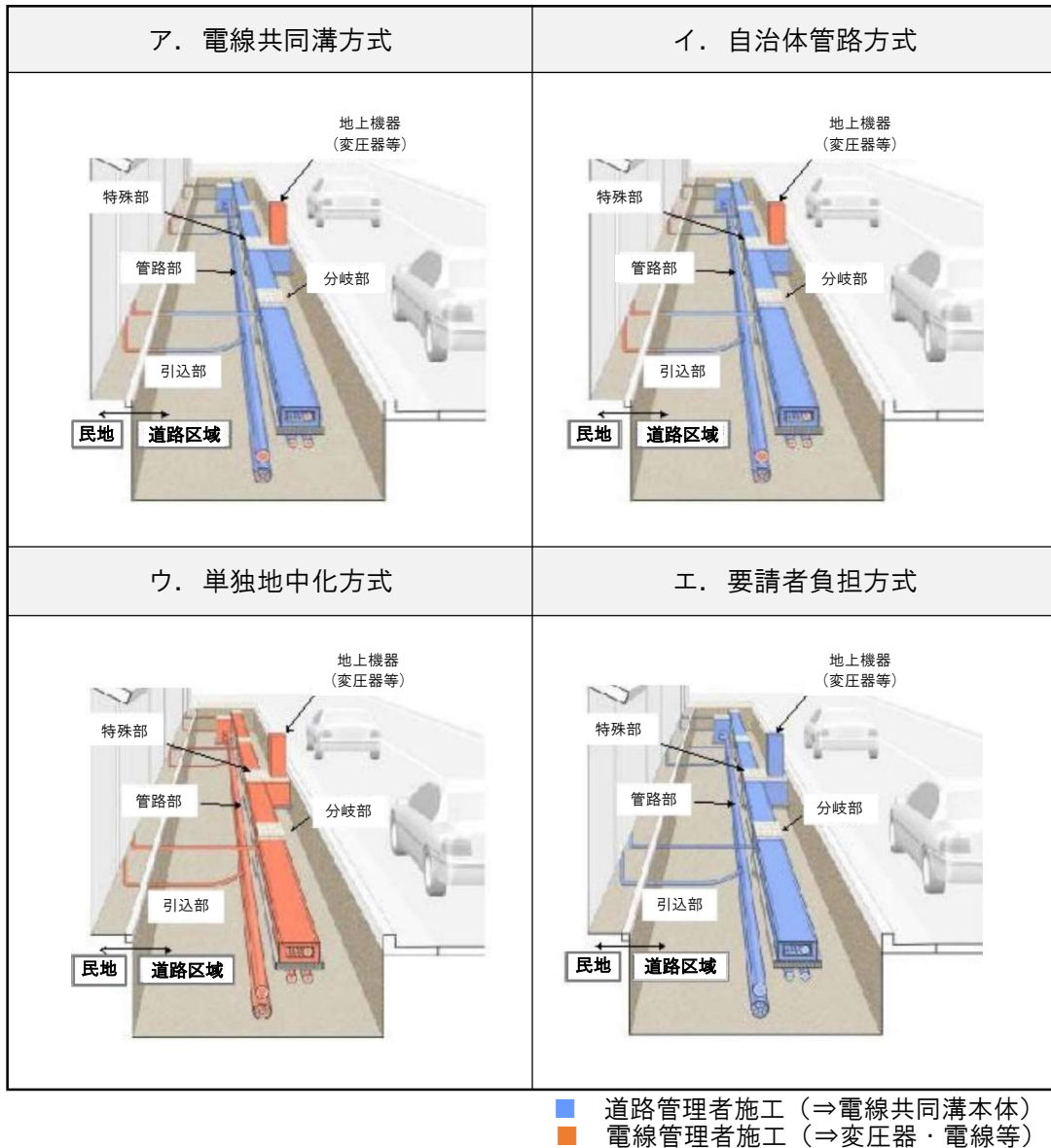


図 4-5 費用負担の概要図 (国土交通省 HP に基づき作成)

### (3) 関係者間の連携の強化

#### 1) 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる愛知県電線地中化推進協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行います。

無電柱化事業実施の際には、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等について、地域の合意形成を円滑に進めるため、必要に応じて、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置します。

また、無電柱化に関する取組を本市のウェブサイト公開するなど、無電柱化の重要性に関する市民の理解や関心を深めます。

## 2) 工事・設備の連携

刈谷市の管理する道路において、道路事業等やガス、水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、刈谷市道路占用協議会等関係者が集まる会議等を活用し、関連事業者と相互に調整を図りコストや工期を縮減するとともに、関連事業者と積極的に連携を図ることで効率的に整備を進めます。

## 3) 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進めます。

## 4) 他事業との連携

地域の課題等を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努めます。

# (4) 占用制限制度の適切な運用

平成 25 年 6 月に道路法第 37 条が改正され、防災上の観点から重要な道路について、地震等の災害が発生した場合における緊急輸送路や避難路としての機能を確保するため、道路管理者が区域を指定して道路の占用を制限することができるよう措置されました。

国では、平成 28 年 4 月より直轄国道の緊急輸送道路において電柱の新設を禁止する措置を開始しており、愛知県においても平成 30 年 1 月 15 日より、県が道路法に基づいて管理する緊急輸送道路（136 路線、約 1,524 km）について、電柱による占用の制限を行っています。

刈谷市においても、令和 5 年 4 月 1 日より市が管理する緊急輸送道路（6 路線、約 2.6 km）について、占用の制限を行っています。今後も、新たに防災拠点を選定されるなど、緊急輸送道路等の指定がされた路線については占用を制限します。

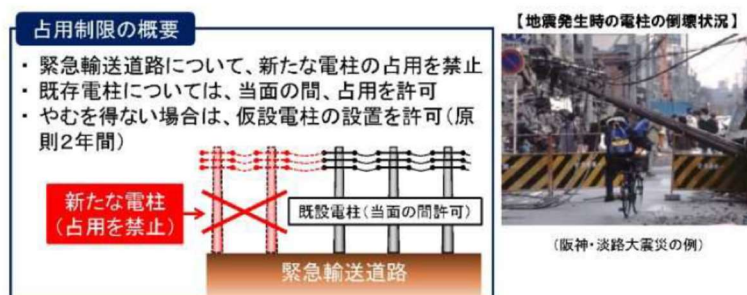


図 4-6 占用制限概念図（出典：国土交通省ウェブサイト）

## **(5) 市民等への啓発**

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、毎年11月10日の「無電柱化の日」に合わせ、ポスターを掲載するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

## **(6) 無電柱化情報の共有**

愛知県と連携し、低コスト手法や施工事例、最新技術などを始めとした無電柱化に関する情報収集に努める。

**刈谷市無電柱化推進計画**

発行 令和6年3月

発行者 刈谷市／編集 建設部道路建設課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL：0566-62-1019（直通）

FAX：0566-23-9331